

武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）における居宅介護支援事業所の事務職員の雇用を促し、介護支援専門員の事務負担を軽減し、及び専門性を十分発揮できる環境を整備することで、居宅介護支援事業所における人材の不足及び利用者の増加に伴う業務量の増加による影響の緩和を図るとともに、適切なサービス提供の継続により、市民が今後も安心して介護サービスを享受し、生活を継続できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助の対象者は、市内に所在する居宅介護支援事業所を有する事業者であって、補助金の交付を申請する日の属する年度において東京都から居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業実施要綱（令和6年6月6日付け6福祉高介第1号）に基づく補助金（以下「都支援事業」という。）の交付決定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 事業を営むにあたり、法令等の規定に違反していると認められる者
- (2) 暴力団（武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団関係者（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者が所属する団体
- (4) 暴力団の利益になる営業を行う者
- (5) 次条に規定する補助対象経費に対してこの要綱による補助金以外の補助金、助成金等（都支援事業を除く。）の交付を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、市から指定を受けた居宅介護支援事業所において勤務する事務職員の雇用に係る経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、新たに雇用し、又は既に雇用している事務職員

1名分の人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含む。）の4分の1に相当する額とし、625,000円を限度として予算の範囲内において交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請する日の属する年度の2月末日までに次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金交付申請書兼請求書兼誓約書兼振込依頼書（第1号様式）
- (2) 都支援事業の補助金額が分かるもの（交付決定通知書等）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

3 都支援事業の交付の決定について、内容の変更若しくは取消しが生じた場合又は交付の決定後の事情の変更等により内容を変更しようとする場合は、申請者は、速やかに武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金変更交付申請書（第2号様式）及び市長が必要と認める書類の提出（以下「変更交付申請」という。）をしなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請又は同条第3項に規定する変更交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付の決定を行い、武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、市長は申請者に対し、資料の提出又は申請書類等の修正を求めることができる。

2 市長は、申請者に対し補助金を交付しないことを決定したときは、武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第3条の規定により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条第1項に規定する交付の決定（以下「交付決定」とい

う。)を行ったときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が第6条第3項に規定する変更交付申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 暴排条例第8条の措置を講じるとき。
- (4) 第3条第2項の規定に該当することが判明したとき。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)以内に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 武蔵野市居宅介護支援事業所事務支援補助金に関する収支報告書兼所要額精算書(総括表)(第6号様式)
- (2) 都支援事業にて提出した事業実績報告書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査及び報告)

第12条 市長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。